地すべり等防止法施行規則の一部を改正する省令案について

平 成 1 9 年 8 月 農林水産省農村振興局防災課 林 野 庁 治 山 課 国土交通省砂防部砂防計画課

1 改正事項

(1)地すべり等防止法(昭和33年法律第30号。以下「法」という。)においては、主務大臣又は都道府県知事及びその命を受けた職員等(以下単に「職員等」という。)は、法第6条第1項(同法第16条第2項及び第45条第1項において準用する場合を含む。)及び第22条第4項の規定に基づき、立入調査及び及び他人の土地の一部使用をする際には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないこととされている。

立入検査の身分証については、かたり調査等の不正の防止や業務の円滑な実施に 寄与するものであり、検査対象者が安心して立入検査に応じられる環境の整備の一 つとして重要な役割を果たすものであることから、証明書について、このような役 割を一層果たすよう所要の改正を行うこととする。

具体的には、様式第1から第6までについて、「年齢」を「生年月日」に改めるとともに、「写真」の追加を行うことにより、職員等とそれらの携帯する証明書との同一性を確保することとする。

なお、総務省が平成18年4月に公表した、「検査・調査等業務従事者の身分確認に関する調査」 において、同証票について上述の身分証の趣旨を踏まえ見直すよう指摘されたところである。

(2) 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)においては、「吏員」と「その他職員」の区分及び「事務吏員」と「技術吏員」の区分を廃止し、一律に「職員」とするとともに、同法において、法の規定中「吏員」を「職員」に改める等所要の規定の整備を行い、平成19年4月1日から施行したところである。規則中別記様式第2から第6までにおいて、法のこれらの規定を記載していること等から、これらの様式について所要の整備を行うこととする。

2 施行期日

公布の日から施行する。